

一 般 質 問

平成25年9月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	9番 武井 一夫	子育て環境の整備に向けて
2	7番 原 憲三	ふるさと納税制度の活用について
3	3番 二宮 章悟	メガソーラー誘致に伴う固定資産税免除を問う
4	14番 成川 保美	教育環境等を取り巻く現状と課題について
5	1番 金子 正直	地域防災計画の実現方策について
6	2番 曾我 功	第5次中井町総合計画後期基本計画の実践状況について
7	6番 森 丈嘉	(1) 地域力をつけ、協働社会を築くための社会 教育行政の推進を (2) 小型家電リサイクル法施行への取り組みは
8	5番 戸村 裕司	ソーシャルネットワークの活用について
9	15番 小沢 長男	(1) 消費税増税の中止を求めて (2) 生活保護基準の引き下げによる他制度への 影響の回避を (3) 国保の県広域化を考えず、国保財政の健全 化を

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 子育て環境の整備に向けて	9番 武井 一夫
<p>乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みとして「赤ちゃんの駅」設置促進事業が、全国各地の自治体で進められています。</p> <p>「赤ちゃんの駅」とは、乳幼児を連れての外出中に授乳やおむつ替えができ、ミルク用のお湯が提供できる設備のことを言います。</p> <p>「赤ちゃんの駅」の設置に取り組んでいる自治体では、役所・公民館・図書館・体育館・保育園・幼稚園・子育て支援センター等の公共施設内に設けています。</p> <p>また、自治体の中には私立の保育園・スーパー・コンビニ・レストラン等の民間施設と「赤ちゃんの駅」の設置協定を結び、市町を挙げて子育て支援に取り組んでいます。</p> <p>我が町でも「安心して子育てができる環境づくり」の充実に取り組んでいることは承知しています。そこで町長にお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、公共施設内に「赤ちゃんの駅」設置に向け取り組むお考えは。 2、「赤ちゃんの駅」として施設設置のご協力いただける町内の企業や個人事業者を募集するお考えは。 3、町内で開催されるイベント等に乳幼児を連れて保護者が安心して参加できるよう、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台を備えた「移動式の赤ちゃんの駅」を設けるお考えは。 	
【町長答】	
<p>本町では、少子化が進む中で、中学校修了前までの小児医療費の無料化、育児相談の場である子育て支援センター、就労等により留守家庭となる児童のための、学童保育所の開設、風しん予防接種費用の助成など、子育て支援には町の最優先施策として、取り組んでおります。</p> <p>1点目の「公共施設に赤ちゃんの駅設置」についてですが、町内の公共施設においては、現在、保健福祉センターと庁舎のトイレにおむつ替えシート、ベビーチェアを設置し、乳幼児を連れて保護者の、利便性向上に努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>2点目の「赤ちゃんの駅設置に協力いただける企業や個人事業者の募集」についてですが、本町には大規模な集客施設もなく、子どもを抱えた保護者が利用する施設がないことから、募集の必要はないものと考えております。</p> <p>3点目の「移動式の赤ちゃんの駅を設けること」についてですが、現在のところ、貸出等に関する問合せや要望はございません。学校や保育園の行事においては、それぞれの施設を、有効利用していただきたいと思います。</p> <p>また、町のイベントでの対応についてですが、必要性や仕組み作りも含めて考えてまいります。</p>	

【問】 2 ふるさと納税制度の活用について	7番 原 憲三
<p>中井町は明治に中井村として誕生し、後に町として100年以上を重ね、先人の努力で自然豊かな郷土を守ってきた。これからも不断の努力を重ね個性ある町として発展していくことでしょう。</p> <p>ふるさと納税制度は、故郷や応援したい自治体に寄付をすると所得税や住民税が控除される制度で、2008年度から始まりました。</p> <p>これからの新しい時代に対応し活力ある郷土を創造するためにも、町民はもとより中井町を愛する人々による寄付を通じ、まちづくりに参加してもらい、あわせて特典として町の特産物を贈ることによって、地域の活性化が図れるふるさと納税制度について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、ふるさと納税制度による寄付金の実績は。 2、ふるさと納税に特産物等の贈呈制度を制定することにより、利用促進と地域活性化をする考えは。 3、特典として、中井町地域通貨「きら」の活用の拡大を考えると。 	
【町長答】	
<p>平成20年の税制改正により、寄附金控除については控除方式や控除対象となる寄附金額の下限額が引下げられ、いわゆる「ふるさと納税」制度が創設されました。以降、平成23年からは下限額のさらなる引き下げなど税制面での優遇措置の拡充も図られ、広報での制度の周知や必要に応じては、申告相談等においても助言・指導を行っております。</p> <p>1点目の「ふるさと納税制度による寄附金の実績」に、ついては、ふるさと納税制度が創設された平成21年度から現在まで、個人から受けた寄附金の件数は合計5件ですが、町外の方からのふるさと納税制度に沿った寄付は、平成24年度の1件であります。</p> <p>2点目の「特産物等の贈呈制度の制定による、利用促進と地域活性化」については、全国におけるふるさと納税制度の促進事例の中には、地元観光施設等への優待や特産品の継続的な生産活動を通じ、地域の活性化へ繋ぐシステムづくりが図られてるものがあります。納税者にとっては、寄附に対する税制面での優遇措置に加え特典が付与されるというメリットもあり、制度の利用促進や地域の活性化を図る上での取り組みと認識しておりますが、本町においては、地域活性化に有効に繋がる取り組み方は、様々な角度からの検討を要するものと考えており、その一つとして、3点目のご質問にあります、中井町地域通貨「きら」の活用拡大についても、同様の観点から検討をする必要があります。</p> <p>出身地、もしくは、かつて居住したり、訪れたりした土地を「ふるさと」意識の表れとして行う、寄付行為に対して、税制による優遇措置や奨励施策により、後押しし、まちづくりや、寄附文化の醸成に繋げるという、ふ</p>	

るさと納税制度の理念は十分に理解するところでございますので、今後も、制度の普及に努めながら、地域活性化を目的とした取り組み方法について引き続き検討してまいりたいと考えております。

【問】 3 メガソーラー誘致に伴う固定資産税免除を問う

3番 二宮 章悟

神奈川県、中井町、県住宅供給公社は、「かながわスマートエネルギー構想」の取り組みの一環として、太陽光発電の普及を促進するため、公社が保有する中井町南部地区の土地をメガソーラー事業の候補地として、事業者を募集をしていた。

5月14日の新聞発表では、スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジーと4者間で協議が整い、基本協定を締結されました。

中井町に所在する県有地にメガソーラーを誘致することは、町にとって必要と考えますが、その締結内容では町に入るべき、固定資産税（償却資産）の20年間免除が盛り込まれています。

財政状況が厳しい中、町として免除を約束した経緯等について質問いたします。

- 1、20年間の固定資産税免除額は。
- 2、20年間免除した根拠は。
- 3、誘致に伴うさらなる、町の負担はあるか。
- 4、メガソーラーを活用した南部地区の将来計画はできているか。
- 5、造成工事着手にあたり地元への説明は。
- 6、平成9年10月31日、中井町南部開発地に対する、井ノ口下地区活性化推進委員会五分一分科会から県住宅供給公社に提出された要望書に対する、町の取り組みは。

【町長答】

議員ご承知のとおり、南部地区においては工業系の土地利用を目指し、県住宅供給公社と取組んできましたが、バブル崩壊後の社会・経済の低迷等から事業化には至らず、20数年間にわたり土地活用ができない荒廃した土地の状態にありました。

そうした中、県が進める「かながわスマートエネルギー構想」の一環として、神奈川県、県住宅供給公社、事業者、町の4者間で事業実施に向けた協議が整い、去る5月14日に基本協定書の締結を行ったところです。本年度の10月には造成工事に着手し、県西地区では最大規模となる年間10メガワット相当の発電能力を持った施設が、平成27年4月より運転開始される見込みです。

まず、1・2点目の固定資産税の免除等に係わるご質問ですが、今回のメガソーラー事業は、公社における土地に関する諸課題の解決とともに、多額の造成費をいかにして採算ベースに載せることができるかなど、県を中心に関係者間で課題解決に努めた結果において事業化することができました。

町では、今回の事業は先にも述べましたが、県が進める「かながわスマートエネルギー構想」の一環の事業であることや、今日まで言わば塩漬けとなった荒廃した土地の活用が図れるなどを総合的に判断し、事業者に課税される償却資産については減免することと致しました。

3点目の、誘致に伴う更なる町の負担についてですが、メガソーラー本体への町からの事業負担はありません。また、4点目のメガソーラーを活用した南部地区の将来計画についてですが、現在のところ将来計画等は持ち合わせておりません。

しかしながら、メガソーラーを活用した見学コースの整備などについては、費用負担のあり方等も含め県や公社などと協議するとともに、将来の活用策等を検討していくためには地域の方々も参加していただくことが必要かつ重要と考え、関係者からなる促進協議会を早い時期に立ち上げてまいります。

5点目の、造成工事の際の地元への説明についてですが、10月には造成工事に着手することで必要な協議や手続きを進めており、9月中旬には地域への説明会の場を設けることで、関係者と調整をしております。

最後の6点目のご質問ですが、当初計画された南部地区については、国のみかんの減反政策により、県が減反跡地での都市的土地利用ができるとの方針により、県住宅供給公社が工業系の土地利用を計画した事業の中で、公社と地域の会で行われたものであり、ご質問の件は町として承知しておりません。

いずれにしましても、今回のメガソーラー事業は20年間の暫定的な土地利用ですが、メガソーラーとして事業化できることは大変嬉しことであり、この事業を契機に町の豊かな自然環境をさらに活かした、活力と魅力に満ちた「まちづくり」を、県等の指導も戴きながら進めてまいります。

【問】 4 教育環境等を取り巻く現状と課題について

14番 成川 保美

平成23年に滋賀県大津市で中2いじめ自殺事件が起き、市教委の隠ぺい体質が明らかになり、教育現場の信頼が損なわれ、教育委員会審議の形骸化が問われ、制度改革の議論が一気に加速されました。

「事務局提案案を追認し実質的な意思決定を行っていない。住民の意向を十分反映していない。地域の実情に応じて施策を行う志向が必ずしも強くない」等と問題点が指摘され、23年度中に県内全34教委が開催した会議の中で、事務局が提出した議案を否決し、修正案を可決した教委は大和市1件のみで、中井町教委の傍聴者はゼロであり「住民との距離遠く」と新聞報道された。

悲しい事件は続き、県内でも湯河原町中2男子の自殺もおき、同教委は原因として「教職員の意識の低さ、校内の教育相談や生徒指導体制の不足」等を挙げている。

そこで、我が中井町の児童・生徒の生命・身体の安全を守るべき対策と、その現状と課題について、学校と教委の連携、PTA組織の活用等も含めお尋ねいたします。

1. いじめや体罰、不登校について。
2. 学校のプール開放について。
3. 給食による食べ物アレルギー対策について。

【町長答】

町では、21世紀を生きていくうえで求められる確かな学力と健康的で豊かな人間性を兼ね備えた子どもの育成を目指し、学校教育の充実に向けた諸事業に取り組んでいるところであります。

しかし、他方では、いじめや体罰問題などの対応が引き金となって、教育委員会制度の在り方が問われており、国においても、今後の地方教育行政の在り方について検討されているところです。当町の教育委員会に対しまして、このような国の動向を踏まえつつも、引き続き、教育委員会と学校が連携を密にし、一丸となって学校教育に係る諸課題に適切に対応するよう求めてきたところです。

議員より3点のご質問を頂きましたが、詳細につきましては教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

では、私から答弁させていただきます。

1点目の「いじめや体罰、不登校について」のご質問にお答えします。

教育委員会では、毎月開催する園長・校長会の折に、園・学校における「いじめ防止」や体罰を始めとする「教職員の不祥事防止」、「不登校」等の状況把握、情報の共有とともに、具対策を検討し実践化を図っています。また、教育委員会の定例会においても、これらを重要な教育課題と捉え、現状の共通理解を図るとともに、課題解決に向けて委員間での意見交換や、園・学校への支援や指導等の必要な対応を検討協議しております。

「いじめ」に関しましては、教育委員会をはじめ、全ての教職員が、いじめを「絶対にさせない」「見逃さない」「許さない」との強い決意のもと、園・各学校と一丸となっていじめ防止に取り組んできました。各学校では、道徳の時間の指導、校長講話、教育相談等、様々な取組みを進めるとともに、定期的にアンケート調査を実施し、実態把握に基づいて個別の事案に丁寧に対応し、いじめの解決を図ってきました。

いじめ防止では、子ども達自身の行動が最大の抑止力になると捉え、児童会・生徒会のいじめ撲滅に向けた取組みへの支援・指導も進めてきました。

更に、今年度、県より『いじめ対策トータルサポート事業』の委託を受け、この9月から本格的に事業をスタートさせます。

今後、学校・家庭・地域・関係団体との連携を一層深め、それぞれの立場から子ども同士の思いやりに満ちた関わり方を育てるとともに、子ども一人ひとりの「いじめをしない、見逃さない、許さない」心を育てることを課題として、鋭意取り組んで参ります。また、9月28日から施行される『いじめ防止対策推進法』への対応も進めてまいりますのでご理解いただきたいと存じます。

「不登校」に関しましては、教育委員会と学校、教育支援センターの連携を図り、保護者との連絡を密にしながら、担任やカウンセラーによる家庭訪問、たんぼぼ教室での対応等ねばり強く児童生徒への支援に当たっているところです。また、未然防止に向けた対策を重視し、欠席しがちな児童生徒の把握と早めの本人、家庭への対応、カウンセラーによる保護者や担任等への教育相談、たんぼぼ教室指導員や学習支援員による学習や生活面への支援にも取り組んできました。これまでの地道な未然防止の取組みにより、100日を超える不登校児童生徒は明らかに減少し、全体としても現時点では減少傾向にあります。今後とも、関係者相互の連携を図り、不登校対策の充実に努めてまいります。

「体罰」に関しましては、桜ノ宮高校での体罰を原因とする生徒の自殺を契機に全国で体罰防止の取組みが進められていることは、議員ご承知のところでは、教育委員会でもこの事態を「決してあってはならないこと」と重く受け止めています。

保護者の代表に協力をいただいて実施した調査の結果では、本町では体罰と確認された事案はありませんでした。

体罰はいかなる場合にも許されるものではありません。体罰防止に向けて、教職員の正しい認識と自覚を高める取組みを進めてきました。文部科学省の通知や県発行の「体罰防止ガイドライン」等をもとにした指導主事や教育指導員による研修、県教育委員会より講師を招聘し、全教職員を対象に「不祥事防止研修会」を実施いたしました。また、校長には、体罰防止の取組みに一層リーダーシップを発揮するよう指示いたしました。今後とも、決して体罰が起こらぬよう教職員への研修を重ねるとともに、子どもの心に響く指導の在り方、各学校の体罰防止体制の確立に努めてまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

2点目の「学校のプール開放について」のご質問につきましては、町では、学校の夏季休業期間中に、中村小学校、井ノ口小学校の2校のプールを、子供たちをはじめ地域の人たちに開放しています。

学校プールの開放にあたっては、その管理運営を専門の事業者に委託しています。救命技術講習のほか警備業法に基づく規定の講習を受けた監視員を含む複数人を配置して実施しており、利用者の安全を第一に考えた運営を行っております。

3点目の「給食による食べ物アレルギー対策について」のご質問ですが、給食センターでは、毎年3月、保護者に『食べ物アレルギーに関する調査票』を各学校を通じて配付し、対象となる児童・生徒の把握を行っております。その調査結果をもとに、対象者の保護者と養護教諭、給食センター栄養士との三者面談を実施し、当該児童・生徒の食物アレルギーに関する対応を協議し、その上で、除去食や代替食の提供を行い、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな対応に努めています。また、毎月、食材を明記した献立表を配布し、保護者に内容の確認をお願いしています。配膳の際にアレルギー食の取り違えが無いように、区別しやすい別容器に入れるなどの工夫も行っております。

誤食防止には本人の自覚も大切です。家庭や学校で該当児童・生徒に対してアレルギーについての自己理解を深めることにも取り組んでいます。

今後とも学級担任との連携も含め、誤食防止等のアレルギー対応が確実に取れるよう体制を整えてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

学校教育を取り巻く課題や問題は常に社会の耳目を集め、その対応の在り方が注目されます。教育委員会は、そのことを肝に銘じ、学校と連携を図り、かつ、家庭や地域のご協力・ご支援をいただきながら、今後とも、諸課題・諸問題に対して適切かつ迅速な対応に努め、子ども達はもとより、保護者・町民に信頼される学校、信頼される教育委員会であるよう一層努力してまいります。

【問】 5 地域防災計画の実現方策について

1番 金子 正直

地域防災計画は、地方公共団体における災害対策全般に係わる最上位計画であり、あらゆる災害の軽減について実効性のある計画でなければなりません。

その内容については、地域住民の生命・財産および企業・産業を災害から守るために、達成目標とそのための方策を明示した災害予防計画と、想定を上回るような低頻度超巨大災害に対しても、最低限の機能は維持可能な災害対応計画それぞれについて、関係機関や住民との合意に基づいた内容を明確に示した計画であるべきと、ある学会の委員会では報告されています。

先の東日本大震災の経験を踏まえ、本町においても平成25年3月に、地域防災計画の見直しが実施されました。そこで、次の点について伺います。

- 1、防災ビジョン（基本構想）について目標の設定と、その達成に向けたマネジメントをどう考えていますか。
- 2、防災計画は、発災後の対応が中心となるが、災害対策本部や防災関係機関などが被災した場合の対応について、どう考えていますか。
- 3、公助・共助・自助の概念による予防対策、発災後の対応や行動の内容を整理する必要があると思うが、どう考えますか。

【町長答】

地域防災計画は、町、県、ライフライン事業者などの防災関係機関がその機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的として、防災関係機関で組織する中井町防災会議が作成した計画で、町の災害対策に関する総合的、かつ基本的な計画です。

1点目の防災ビジョンについて目標の設定と、その達成に向けたマネジメントをどう考えていますか。のご質問ですが、本年3月に改定した計画において、災害に強いまちづくりの推進に向けて、防災知識の啓発、自主防災組織等の育成、防災情報の収集伝達体制の整備・強化、防災資器材の整備など、9項目を防災ビジョンとして整理しました。

この9項目についての目標の設定、進捗管理の方法についてですが、地域防災計画は、災害対策基本法等の法律や国や県が定める防災計画との整合を図った上で定める計画であり、随時に修正を図っていく必要がある計画であることから、目標年次を定めて、その実現を図る性質の計画ではありませんが、防災情報の収集伝達体制の整備、防災資器材の整備、道路被害対策や給水・下水道施設対策、治山・治水対策などのハード的な施策の進捗管理については、町の最上位計画である総合計画の実施計画において、施策の計画的な推進、進捗管理を行っておりますので、引き続き、現在と同様に行っております。

一方、防災知識の啓発や防災計画を習熟するための図上訓練の実施等、ソフト面の施策推進については、これまでも総合防災訓練の実施や町ホームページや広報紙による啓発事業に取り組んでまいりましたが、災害時要援護者への対応や町職員や防災関係者による災害を想定した図上訓練の実施については、今後、充実させることが必要であると認識しておりますので、目標を定め、計画的な実施に努めてまいります。

2点目の災害対策本部や防災関係機関が被災した場合の対応についてですが、本町が大規模な地震や風水害により壊滅的な被害を受け、町の機能が著しく低下した場合は、東日本大震災を踏まえた法制化により、国や県が町の要請を待たず、自らの判断で物資等を供給することが可能となり、また国が町に替わり災害応急措置を実施する仕組みの創設等もされましたので、国や県が町に替わり直接に災害対応を行うこととなります。

なお、役場庁舎や小・中学校などの防災上重要な建築物については、耐震改修工事を実施し、全施設が耐震性を有する建築物となっております。加えて、国や県から迅速かつ有効な災害対応を受けるためにも、町の地理や地域特性を承知している町職員と共同しての災害応急活動がスムーズに行うことができるよう、広域応援体制の

確立に一層努めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の公助・共助・自助の概念による予防対策、発災後の対応や行動の内容を整理する考えですが、災害から命を守るためには、自助、共助・公助の連携が重要であることは言うまでもありません。特に、地域の防災力を向上させ、万一の災害発生時においても被害を最小限にとどめるためには、自助、共助の主体である町民の方の役割が非常に重要であることから、地域防災計画においても、町民の方を防災計画の推進主体として、防災上の役割等を明示させていただいたところです。町では、現時点では、県や国等と連携して災害訓練等に取り組むとともに、自助・共助の取り組みである町民一人ひとりの防災意識の向上のための啓発活動や自主防災組織への支援を積極的に行っていくことが必要であると考えています。

【問】 6 第5次中井町総合計画後期基本計画の実践状況について

2番 曾我 功

尾上町長は平成14年11月に町長に初当選され、以来11年になりますが、町民との対話をモットーに、堅実かつ着実に町政を運営してこられました。

平成22年3月定例会での加藤義英議員の「財政が厳しい中でさらなる町長の手腕が求められ、第5次後期基本計画を引き続き町長として自分の手で施策を実施していく考えはありますか」の一般質問に対して、「町の将来像を実現するための折り返し点となる重要な計画と認識し、堅実かつ着実に実行すること」を決意表明されました。

また、三期目就任後の11月の臨時会の所信表明でも「後期基本計画や行政改革大綱の計画的な実行を実践し、希望あふれる将来の中井町を実現するため、培った経験や実行力をもってまちづくりに努めたい」と発言されています。

そこで2点について伺います。

- 1、町長として第5次総合計画後期基本計画の実践状況をどう評価されているか。
- 2、3期目もあと1年余りですが、町長として今後最重点に取り組む施策は。

【町長答】

私は、平成14年の町長就任以来、第四次中井町総合計画におけるまちづくりの指針に基づく政策の実現化を図るとともに、さらなる町の発展を期するため、平成18年度から10年間にわたる第五次中井町総合計画を策定し、その実践では堅調な財政運営を基軸に防災、子育てを中心とした安全・安心なまちづくりに努めてまいりました。かけがえのない自然や自立性の高いまちを、将来に引き継ぐため、日々全力を傾けている次第であります。

その中で、まちづくりへの取り組みに関してご質問を頂いたところであります。

1点目の「町長としての第五次総合計画後期基本計画の実践状況の評価」についてですが、第五次総合計画後期基本計画の推進にあたっては、平成23年度より定住・交流・協働のまちづくりを基本方針に掲げ、町の将来像である「水と緑、人がきらめく 住んでみたいまち」の実現に向け、厳しい経済状況下でありましたが、政策の実施にあたっては、幾多の行財政改革と連動して取り組んでまいりました。

また、個別の施策事業の執行にあたっては、実施状況とその成果や課題を的確に捉え、時には慎重な対応に徹しつつも、住民ニーズに基づく施策では、小児医療制度の拡大や情報教育の推進、交通対策の強化など、他町に先駆けた積極的な取り組みも数多く実行してまいりました。

経済情勢の低迷や震災など、予期せぬ事態に直面した中でも「入るを量り 出るを制す」という行財政運営の基本を貫き、町政運営に努めてきたところであり、諸課題により一部政策の遅れはありますが、関係各位のご理解とご協力により計画通り推進しているところであります。

2点目の「任期内における今後の最重点施策について」ですが、今後のまちづくりにおいて、私が成すべきことは、言うまでもなく総合計画に盛り込んだ各種重点施策を着実に実行していくことであります。

就任以来、一貫して町の将来を担う子どもを、安心して「産み」「育てられる」環境の整備に主眼を置いたまちづくりを進めてまいりました。将来における施設整備の在り方も検討しておりますが、かつての建設事業などにより、借り入れた町の借金を着実に減らし、将来のまちづくりに支障をきたすことのないような町政運営にも努めてまいりました。

今後も、町民と行政が共に手を携えて、まちづくりに取り組み、少子高齢社会においても、安心して住み続けることができる町、いつまでも住み続けたいと思える魅力ある町の実現に向けて、しっかりと道程(みち)づくりを行うことが、町政運営の舵取りを託された、私の責務と認識しております。

【問】 7(1) 地域力をつけ、協働社会を築くための社会教育行政の推進を

6番 森 文嘉

近年、社会教育行政の存在意義は、インターネット等によるさまざまな課題解決の手段や、民間人材育成事業の活発化などにより低下傾向にあったものと思われれます。

しかし、東日本大震災を機に、人の絆や地域に対する思いが見直され、社会教育の意義が再認識されたように思われれます。

社会教育行政の意義・役割については平成10年の生涯学習審議会答申、平成20年の中央教育審議会答申にありますが、地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携し、権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当と記されています。

本町では、平成24年度に機構改革を行い、首長部局に地域支援課を設置しました。
 しかし、地域力の醸成や、協働社会構築をめざしたはずが、かつての生涯学習課との違いや、首長部局におかれている意義、その施策がほとんど見えてきません。
 今後、社会教育行政をどのように推進するのか、教育委員会と首長部局との連携・事務分担について、地域支援課として現在の社会教育行政への取り組みについてお伺いします。

【町長答】

現在、我が国では、少子高齢化や人々の価値観の多様化が急速に進展しています。こうしたなか、地域社会においては、だれもが生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることができる社会の実現が求められているところであり、行政としては、こうした課題に対応し、これまで以上にきめ細かく住民ニーズに応えていくためには、行政各分野の更なる連携・協力が不可欠だと考えます。

こうした中において、本町では従来の枠組みにとらわれることなく、より効果的、効率的に行政を進めていくため、昨年の機構改革で地域支援課を設置し、これまで教育部局で所管していた生涯学習関係業務等を、私が直接指揮をとる、地域支援課に移し、自治会活動をはじめ、様々な地域活動に関する業務の窓口を一本化し、住民と行政の協働によるまちづくりを推進する体制を整備しました。

これにより、これまで深く連携して業務推進を図る機会があまり多くなかった生涯学習分野と健康・福祉や人権行政、地域づくり・まちづくり等の分野との連携を強化し、効果的に事業展開を図っているところです。

スポーツ教室と男女共同参画講演会を共同開催することにより両事業とも相応の成果をあげることができました。

また、健康づくりに関するメニューを数多く取り入れ、名称にも健康を付した「健康スポレク祭」では単なる参加者数の増のみならず、主体的な参加者の増や事業への満足度の向上なども見受けられました。今年度創設した「まちづくり活動補助金」は既に数団体が本制度を活用しており、行政各分野の枠を超えて、様々な形の自主的な地域活動を後押しするものとなっています。

地域支援課としての具体的な取り組みやその成果は、まだまだ少ないところですが、町が支援する生涯学習活動を始めとする様々な地域活動の成果、すなわち、地域活動を通して育成された人材やその活動力、ネットワークなどを、地域の課題解決やより良いまちづくりに活かせるシステムを構築し、地域の皆様と共に協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

【問】 7(2) 小型家電リサイクル法施行への取り組みは

6番 森 文嘉

小型家電には金や銀、レアメタルなど有用金属が多く含まれる一方で、鉛などの有害な金属も含まれます。このため、使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、本年4月1日から「小型家電リサイクル法」がスタートしました。

現在、日本全体で年間に廃棄される小型家電は約65.1万トンと推定され、含まれる有用金属は金額にして約884億円にも上るといわれています。しかし、都市鉱山とも呼ばれる使用済み小型家電は有効活用されていないのが実情で、捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分されています。また、約2割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。

環境省が5月、全国市区町村を対象に行った調査では、1742自治体のうち、約75パーセントにあたる1305の自治体が既に制度に参加したり、参加の意向を示しているということです。

市町村の役割として、使用済み小型家電の回収を実施し、認定事業者など再資源化を適切に実施し得る者に引き渡すこと。また、住民に対し、使用済み小型家電の再資源化を促進するよう必要な措置を行うこととあります。

本町での取り組みをお伺いします。

【町長答】

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が、本年4月1日から施行されたところであります。

この法律は、使用済みの小型電子機器等に使われている金属など、有用な資源を再利用するため、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの、さまざまな小型家電製品を自治体が回収し、その中に含まれる鉄や銅などのベースメタルや金・銀・リチウム・プラチナなどのレアメタルを、国による認定業者が分解・破砕・選別し、リサイクルをするというものであります。

神奈川県では、法の施行に先立ち、かながわモデルとして、小型家電を福祉事業所に引き渡して、分解・分別を行う仕組みを提案し、本年1月から、伊勢原市において、かながわモデル第1号による取り組みが始まっております。

具体的には、市のゴミ回収業者が、市民から排出された、いわゆる廃棄処分された携帯電話やデジタルカメラなど、5種類の使用済み小型家電を、市内3カ所の福祉事業所に引き渡し、その回収した小型家電を障害者が手作業で分解・分別して、リサイクル事業者へ引き渡す事業を行っております。

本町では、3町で構成する東部清掃組合において、燃えないゴミとして回収した小型家電製品を拾い上げるピックアップ方式で分類をしております。

平成24年度の3町の燃えないゴミ約466トンのうち、小型家電として分類されるものが約6トン、売却額8万円と少量であることや、神奈川県内には環境省認定業者がなく、処理の非効率化やコストの大幅な増加が懸念されることから、現在、分類された小型家電製品は、中井美化センターにおいて分別・解体し、コンテナ単位で他の金属類とともに、有用な資源リサイクルを行っているところであります。

今後の本町の取り組みにつきましては、紙類・衣類等のその他の資源化物と併せて、使用済み小型家電の再資源化に関する一層の周知・啓発を広報やHP等で図りながら、3町において低コストで効率的な回収及びリサイクルのできる方法等について、調整をしてみたいと考えております。

【問】 8 ソーシャルネットワークの活用について

5番 戸村 裕司

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)は、インターネット上で、既存のホームページや電子メールとは異なった形で、コミュニケーションを可能にしている。趣味や話題、各種団体や居住地などの共通点や関心から人のつながりを形成し、文字だけでなく画像などで自己表現しながら、双方向のやりとりもできることが特徴だ。

企業や団体、公的機関も情報の提供や収集にとどまらず、情報共有の手段とする動きが広がっている。インターネットを利用する人は限られているともいえるが、SNSを活用するには、若い世代もあり、地方自治体から見れば、SNSは、システムを自ら組み立てることなく、既存の広報手段を補う可能性がある。何よりも個人にとって、行政が身近になり、情報共有から相互の共感まで広げることができる。

方法論は多様で、まずは安心・安全メールと同様の情報や行事のお知らせ、ホームページとの連携などでも十分だと考えるが、いずれにしても、本質的には、心の交流であることから、人権やプライバシーへの配慮、インターネットリテラシーの習熟が必要である。

新たな交流のため、本町でもSNSに取り組むべきと考えるが、町長の考えを伺います。

【町長答】

ツイッターやフェイスブックなどの、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSは、ネットワーク接続端末の多様化が進み、誰でも参加できるサービスとして東日本大震災発生時に、電話やメールなどの通信インフラが繋がらない中、情報伝達や収集の手段として注目を集めました。インターネット上で、人と人とのつながりを促進し、コミュニケーションを円滑にするサービスとして、県内でも神奈川県や市を中心にSNSを使った情報発信も行われています。

このSNSは、本来インターネットを通じて参加する利用者が速報性、情報公開性、双方向性、簡便性といったメリットを活用し、互いに自分の趣味、友人、社会生活などについて公開しあったり、また新しいビジネスチャンスとして、幅広いコミュニケーションを形成していく手段として活用されました。

年々、登録者数が増加しているSNSでは、東日本大震災においては、各種災害情報の発信に、大きな役割を果たしましたが、一方では、放射能汚染問題等の風評被害の発信源になるなど出どころの不明な情報や、誤った情報が拡散した例、または、個人情報第三者に利用されたこともあり、情報セキュリティの脆弱性も指摘されております。

県内外の自治体では、SNSの活用も進みつつあり行政情報や防災情報、タウンセールスなどの情報が主に発信されていますが、双方向性を生かした運用をしている自治体は、ほとんど見受けられません。

本町では現在、広報紙やホームページ、安全・安心メールなど、老若男女を問わない手段を通じて情報発信に努めているところでありますが、情報化の進展の中で、必要な時に、必要な人に、必要な情報を的確に提供していく仕組みをさらに追及し、充実させていくことは重要なことと考えております。

SNSそれぞれの特徴や機能を検証し、その実用性や有効性をどのように行政サービスに取り入れていくかを研究してみたいと考えております。

【問】 9 (1) 消費税増税の中止を求めて

15番 小沢 長男

今回の参議院選挙では、改選議席3から8へと、日本共産党は大きく議席を伸ばしていただきました。これは、アベノミクス、消費税増税、原発、憲法、TPPなどに批判を持ち、安倍政権の暴走を止めてくれと、ぶれない日本共産党への期待の表れです。

とりわけ、強行すれば暮らしと経済に壊滅的な打撃をあたえ、取り返しのつかなくなる消費税増税を中止させるために、町長にお力添えを求めてお伺います。

10%に増税なら、平均的家族で年間16万円増税。国民全体で13.5兆円の増税になる。自公民3党の合意で成立させた社会保障解体法とも言うべき社会保障改革推進法により、年金2.5%の切り下げ、医療・介護などの切り下げによる国民負担増を合わせると、20兆円からの国民負担増になる。すでにアベノミクスにより原材料、物価も上がり、国民の生活は厳しくなっている。雇用では、労働者の賃金を上げずに、いつでも解雇できる限定正社員化、残業代を払わず長時間働かせる低賃金、雇用の不安定化を図るなど、企業が世界で一番活躍しやすい国を目指す成長戦略では、国民の生活は困難になる。

これらに相まって消費税増税では、町民の暮らしも破壊されます。町民の生活を守るためのお考えを。

【町長答】

社会保障と税の一体改革関連法の成立から1年余りが経過し、持続可能な社会保障制度の確立と財政再建に向けた消費税率の引き上げが来年4月に迫ったことから、その実施の是非を含め、様々な分野で議論が活発化しています。

他国に例を見ない急速な少子高齢社会への対応と国債依存によって支えられてきた財政運営を抜本的に改善するため、消費税増税にあたっては、経済指標を含めた中での判断が必須となりますが、財政再建を含め将来への不安解消につながる道筋をつけぬままの議論は避けなければなりません。

このような中、医療、介護、年金に加え少子化対策を含めた社会保障制度改革プログラム法案の骨子が、8月

に閣議決定されました。今後は、消費税の引き上げを前提とした関連法案の審議が進みますので、その審議経過を注視し、町民生活の向上に資する政策の方向性とそれを支える行政運営の在り方などを見極める必要があると認識しております。

【問】 9(2) 生活保護基準の引き下げによる他制度への影響の回避を

15番 小沢 長男

社会保障の解体法ともいうべき、社会保障制度改革推進法に基づき、生活保護基準を3年間で6.5%最大10%に及び引き下げを強行し、今年の8月1日から実施しました。

生活保護基準は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準です。

生活保護基準が下がれば、最低賃金の引き上げ目標額が下がり、労働者の労働条件にも大きな影響が及び、住民税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動します。生活保護基準の引き下げは、現に生活保護を利用している人の生活を困難にさせるだけでなく、国民生活全体に大きな影響を与えます。そして、社会保障制度の恩恵を得る対象者の水準・範囲を狭め、給付費抑制にもつながります。

事実上、憲法25条を棚上げにする、社会保障制度改革推進法の解体・機能の停止と生活保護基準の引き下げの中止を求めて、憲法25条をいかした社会保障の拡充を図ることを国に求めることと、生活保護基準の引き下げによる諸制度へ及ぼす影響の回避を行い町民の生活を守ることを求めて、施策を伺います。

【町長答】

8月から生活保護基準が見直され、保護費の基本部分である、生活扶助が引き下げられたことから、生活保護を受けていられる方々の生活に、厳しさが増しております。

また、生活保護基準は、低所得者への各種支援施策の指標になっていることから、議員のご質問にありますように、諸制度への影響が懸念されるところであります。

国においては、生活保護基準の見直しに伴い、他制度に影響が生じないように、個人住民税等の非課税限度額を、26年度以降の税制改正を踏まえて、対応することとしております。

これらのことから、国の動向に注視し、町民の生活を守るために、国へも働きかけをしまいたいと考えております。

【問】 9(3) 国保の県広域化を考えず、国保財政の健全化を

15番 小沢 長男

国保加入世帯の所得は、1990年に276万5千円が2010年には141万6千円に落ち込み、国保税(料)は15万5900円から14万3100円で、国保税の負担率は5.64%から10.11%へ2倍と大変な負担増になっています。

その主な要因は、国保総収入に占める国庫支出の割合を、1990年には57.5%から、2011年には25.1%まで半減させるなど、政府が国保法の改悪で、国保に対する国庫負担を引き下げ、国保に対する国の責任を次々と後退させてきたことにあります。

そういう状況のなかで、年金2.5%の切り下げをはじめ、生活保護基準の引き下げを強行し、その上に、物価上昇、消費税増税では、国保税も払えなくなるばかりか、医療費、介護保険料も払えなくなります。

中井町国民保険税減免取扱要綱・国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要綱では、当該世帯の利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が困窮し、支払いが困難と認められる世帯を減免対象としているが、資産の基準は何か。

県単位の国保広域化は、国の責任放棄につながり、国保財政問題が現状以上に悪化することから広域化を図るべきでないと考えるが対応は。

【町長答】

国民健康保険制度は、急速な高齢化や医療の高度化などにより医療費は増加し、その運営は厳しく、抜本的な解決に向け議論されてきましたが、ようやく、国は、「社会保障制度国民会議」の報告書の内容を踏まえ、制度見直しの工程表となる、「プログラム法案」の骨子が閣議決定し、秋の臨時国会に提出されることとなりましたが、その内容は、国民健康保険の財政基盤を安定化するため、今は市町村がおこなっている運営を都道府県が担うことを基本とし、平成29年度までを目処に実施するとしています。

財政上の構造的な問題の解決については、国民会議の報告書においては後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を投入することが言及されておりましたが、骨子においては、「国保の財政支援の拡充」によるとされているにとどまっております。今後国会において議論されることですが、報告書の趣旨を踏まえ、国保の構造的な問題の具体的な解決策を示したうえで、広域化でなくては、安定的な運営にはなりませんので、国には、財政面での策を明確にいただき、安定的な運営が確保され、都道府県と市町村が責任を分担し、協力して制度運営ができる体制としていただきたいと思います。

次に、減免及び徴収猶予における資産の基準についてですが、資産は収入を含め、土地家屋、車や預貯金、有価証券や負債も含めてすべてを言いますが、該当する罹災状態、所得減少、疾病世帯の現況などにより、要綱に定めており、その基準は、「基準モデル」にすり合わせ実情により決定しており、一部負担金の減免で、実収入額が減り、生活が困難な場合については、世帯の実収入月額が生活保護基準額に1.15を乗じて得た額以下を減免としています。また、国保税減免については、所得減少や疾病などで前年に比べ平均月額収入が減った場合は、その額が生活保護基準を基とした割合により、減免割合が決まることとなっております。